無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 目次 | 目次 |
| ［第一章～第三章　略］ | ［第一章～第三章　同上］ |
| 第四章　業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件 | 第四章　［同上］ |
| ［第一節～第四節　略］ | ［第一節～第四節　同上］ |
| 第四節の二　海洋観測等を行う無線標定業務の無線局の無線設備（第四十九条の四の二―第四十九条の四の二の三） | 第四節の二　海洋観測等を行う無線標定業務の無線局の無線設備（第四十九条の四の二・第四十九条の四の二の三） |
| ［第四節の二の二～第九節　略］ | ［第四節の二の二～第九節　同上］ |
| ［第五章　略］ | ［第五章　同上］ |
| 附則 | 附則 |
| （空中線電力の許容偏差） | （空中線電力の許容偏差） |
| **第十四条**　空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。 | **第十四条**　［同上］ |

| 送信設備 | 許容偏差 | |
| --- | --- | --- |
| | 上限（パーセント） | 下限（パーセント） |
| ［一～五　略］ | ［略］ | ［略］ |
| 六　次に掲げる送信設備<br>［㈠～㈢　略］<br>㈣　第四十九条の四の二の三においてその無線設備の条件が定められている無線局の送信設備 | 五〇 | 五〇 |
| ［七～二十一　略］ | ［略］ | ［略］ |

| 送信設備 | 許容偏差 | |
| --- | --- | --- |
| | 上限（パーセント） | 下限（パーセント） |
| ［一～五　同上］ | ［同上］ | ［同上］ |
| 六　次に掲げる送信設備<br>［㈠～㈢　同上］<br>［新設］ | 五〇 | 五〇 |
| ［七～二十一　同上］ | ［同上］ | ［同上］ |

［2～5　略］

**第四十九条の四の二の三**　沿岸監視等を行う無線標定業務の無線局の無線設備であつて、九、七〇〇MHzを超え九、八〇〇MHz以下又は九、八〇〇MHzを超え九、九〇〇MHz以下の周波数の電波を使用するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　使用する電波の型式は、次のとおりであること。

イ　送信用終段増幅器にマグネトロンを使用するものの場合は、P〇Nとする。

ロ　送信用終段増幅器に半導体素子を使用するものの場合は、P〇N、Q〇N又はV〇Nとする。

二　空中線電力は、次のとおりであること。

イ　送信用終段増幅器にマグネトロンを使用するものの場合は、五〇キロワット以下とする。

ロ　送信用終段増幅器に半導体素子を使用するものの場合は、七〇〇ワット以下とする。

［2～5　同上］

［新設］